

## 2020年（令和2年）第5回総会議事録

- 1 告示年月日 2020年（令和2年）5月14日
- 2 通知年月日 2020年（令和2年）5月14日
- 3 開催年月日 2020年（令和2年）5月29日
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号 福山市役所3階 301会議室
  
- 5 付議事項  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について  
議案第4号 非農地判断について  
議案第5号 農業委員会の適正な事務実施について  
議案第6号 農地等の現況に係る照会に対する回答について
  
- 6 報告事項  
農地法等に関わる専決処分・届出等について
  
- 7 出席委員  
1番 坂本 忠士      4番 渡壁 則人      5番 山本 信之      6番 谷邊 博人  
7番 岡本 卓也      10番 安原 理雄      13番 山本 明      15番 谷本 耕造  
8名
  
- 8 欠席委員  
2番 佐藤 眞子      3番 土屋 智樹      8番 小林 輝仁      9番 寶諸 孝也  
11番 下江 京子      12番 河村 昇      14番 須藤 薫雄      7名
  
- 9 その他の出席者  
0名
  
- 10 事務局出席職員  
事務局長      池田 昌弘      事務局次長      瀧川 滋雄  
松永出張所      花田 宏      神辺出張所      杉原 信弘  
北部出張所      藤井 裕美      沼隈出張所      杉本 倫草  
新市出張所      山本 隆博      事務局      藤井 勝俊  
以上8名

## 1 1 議事内容

午前 9時50分開会

事務局長	<p>ただいまから、2020年（令和2年）第5回福山市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>谷邊会長，会議の進行をお願いします。</p>
会 長	<p>— 開会挨拶 —</p>
議 長	<p>それでは，会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。</p> <p>最初に，総会の成立を申し上げます。</p> <p>委員総数15名のうち，出席委員8名，欠席委員7名，在任委員の過半が出席ですので，本会議は成立します。</p> <p>続いて，会議規則第10条の規定により，議事録署名委員の指名を行ないます。</p> <p>議席番号7番 岡本 卓也委員と議席番号13番 山本 明委員をお願いします。</p> <p>議事に入る前に，議案の訂正等があれば，事務局より説明してください。</p>
事務局	<p>2020年（令和2年）第5回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。</p> <p>追加議案第6号として，「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を追加しています。内容は記載のとおりです。</p> <p>次に，議案書の次第の4議事の項に「（追加）議案第6号 農地等の現況に係る照会に対する回答について」を追加。</p> <p>次に議案書（別冊）5ページ2番の備考欄「併用地：41.29平方メートル」を「併用地：41.24平方メートル」に訂正。</p> <p>次に15ページ25番の備考欄に「所要面積：2,506平方メートル 併用地：154平方メートル」を追記。</p> <p>次に18ページ32番の譲渡人又は貸主（貸人）欄「中島418番地2」を「中島417番地」に訂正。</p> <p>次に21ページ40番及び41番の備考欄に「所要面積：2,403平方メートル」を追記。</p> <p>次に25ページ9番及び12番が取下げ。</p> <p>同じく13番の上段の3304-1の田が取下げ。</p> <p>合計欄「田 8筆 1,087平方メートル，計 16筆 3,34</p>

事務局 (続き)	5平方メートル」を「田 5筆 873平方メートル, 計 13筆 3, 131平方メートル」に訂正。以上です。
議 長	それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。
議 長	西部地区の報告をお願いします。
4 番 (渡壁)	<p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、5月25日の午後1時00分からの現地調査に続き、午後4時から市役所東棟3階306会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名中6名の出席により、議案第1号4件、議案第2号3件、議案第3号12件、議案第6号1件、合計20件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番から4番について報告します。</p> <p>1番は、瀬戸町の受人が、熊野町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>2番は、高西町の受人が、津之郷町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>3番は、神村町の受人が、沼隈町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>4番は、熊野町の受人が、同町の渡人から申請地の贈与を受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	松永地区の報告をお願いします。
7 番 (岡本)	<p>それでは、松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、5月25日、午前8時30分から関係者により現地調査を行い、午前11時から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名中6名の出席により、議案第1号2件、議案第3号10件、合計12件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の5番と6番について報告します。</p> <p>5番は、神村町の受人が、父親である同町の渡人から譲受け、経営規模の拡大をするものです。野菜を栽培する計画です。</p>

<p>7 番 (岡本) (続き)</p>	<p>6 番は、神村町の受人が、岡山市の渡人から譲受け、経営規模の拡大をするものです。水稻を栽培する計画です。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>10 番 (安原)</p>	<p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、5月25日の午後0時10分から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。協議会委員13名、全員出席により、議案第1号3件、議案第2号2件、議案第3号13件の合計18件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊3ページの7番から4ページの9番について報告をします。</p> <p>7番は、芦田町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、新規就農して、野菜を栽培するものです。</p> <p>8番は、駅家町の譲受人が現在、申請地を借受けて耕作していますが、このたび、広島市の譲渡人から譲受け、小作地を解放するもので、譲受人は、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>9番は、駅家町の譲受人が、緑陽町一丁目の譲渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>

委員	— 質問等無し —
議長	質問等がないようですので、採決します。 議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	— 全員挙手 —
議長	全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。
議長	次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。
議長	西部地区の報告をお願いします。
4番 (渡壁)	議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番から3番について報告します。 1番は、瀬戸町の申請人が、申請地に貸露天駐車場を整備するものです。場所は、瀬戸小学校の南西、約800メートルです。 2番は、山手町の申請人が、申請地に住宅1棟を建築するものです。場所は、山手小学校の西、約300メートルです。 3番は、横浜市の申請人が、申請地に売電用太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、山南小学校の南東、約150メートルです。 なお、1番と3番は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中です。現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。
議長	北部地区の報告をお願いします。
10番 (安原)	議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊6ページの4番と5番について報告します。 4番は、駅家町の申請人が、申請地に共同住宅1棟を建築するものです。場所は、駅家北小学校の南、約10メートルのところですか。 5番は、駅家町の申請人が、申請地に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、駅家西小学校の南西、約450メートルのところですか。 なお、4番と5番の申請地は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中であり。現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に

<p>10 番 (安原) (続き)</p>	<p>支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>13 番 (山本 明)</p>	<p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、5月25日、午前9時から現地調査を行い、午後0時より、神辺支所3階31会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第2号3件、議案第3号11件の合計14件について、審議しました。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」6ページ6番から7ページ8番について報告します。</p> <p>6番は、滋賀県大津市の申請人が、申請地である東中条の田1筆2,002㎡に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。</p> <p>7番は、岡山県浅口郡里庄町の申請人が、申請地である八尋の畑1筆942㎡に売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。</p> <p>8番は、十三軒屋の田1筆1,512㎡について、申請人である十三軒屋の共有者3人が共同住宅1棟を建築するものです。現地調査を行いましたがいずれも日照・排水について支障なく、周辺の営農への影響についても問題ないと思われることから転用許可妥当と判断しました。なお、6番と7番は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外の手続き中です。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第2号の7番は住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域にあり、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地として判断されます。その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。なお、議案第2号には、常設審議委員会への意見聴取案件はございません。以上です。</p>

議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等無し —
議 長	質問等がないようですので、採決します。 議案第 2 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全員挙手 —
議 長	全員挙手により、議案第 2 号は原案のとおり許可することに決定します。 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。
議 長	東部地区の報告をお願いします。
1 番 (坂本)	<p>それでは、東部地区の審議内容について報告します。</p> <p>東部地区では、5月21日木曜日、午前8時30分から午前11時30分まで議案第4号についての13件、16筆について、また翌22日金曜日、午前9時00分から午前10時30分まで議案第3号の2件、2筆について関係者により現地確認を行いました。</p> <p>その後、11時00分から地区協議会員7人全員の出席により、市役所東棟3階306会議室で協議会を開催しました。</p> <p>審議した案件は、議案第3号2件、議案第4号13件、の合計15件です。</p> <p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」別冊8ページ1番から2番について報告します。</p> <p>1番は、追認許可案件に当たります。笠岡市新賀に住む譲受人が申請地を福山市道から宅地への進入路とするもので、申請地は既に、アスファルト舗装され、水路はU字溝、法面はコンクリートで覆われております。また、譲渡人は2017年（平成29年）に相続を受けていますが、それ以前から進入路として利用されており、顛末書も受けていることから、許可妥当と考えます。場所は笠岡市と大門町の境で大門あかつき病院から国道2号線とJR山陽本線を挟んで北へ200mの所です。</p> <p>2番は千田町大字千田に住む譲受人が申請地を山陽自動車道 北側側道から自宅駐車場への進入路とするものです。申請地は譲受人宅の東側に隣接する</p>

<p>1 番 (坂本) (続き)</p>	<p>土地で、周辺への影響はないと思われ、許可妥当と考えます。場所は千田小学校から南東へ2 km弱の所で、山陽自動車道の北側、側道脇に当たります。以上、現地確認を行いました。いずれも日照・排水に問題なく、周辺の営農条件にも支障のないことから、転用許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>4 番 (渡壁)</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の3番から14番について報告します。</p>
	<p>3番は、瀬戸町の受人が、同町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、住宅1棟を建築するものです。場所は、瀬戸小学校の南、約700メートルです。</p>
	<p>4番は、瀬戸町の法人が、津之郷町の渡人から賃借権を設定して借り受け、露天資材置場として整備するものです。場所は、瀬戸小学校の北、約900メートルです。</p>
	<p>5番と6番は関連案件です。津之郷町の法人が、瀬戸町の渡人2人から賃借権を設定して借り受け、露天資材置場として整備するものです。場所は、瀬戸小学校の北東、約300メートルです。</p>
	<p>7番から9番は、5ページ2番を含め、関連案件です。北吉津町の法人が、山手町の渡人、3人から申請地を譲り受け、建売住宅4棟を建築するものです。場所は、山手小学校の西、約200メートルです。</p>
	<p>10番は、加茂町の受人が、赤坂町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、住宅1棟を建築するものです。場所は、市立福山高校の北東、約200メートルです。</p>
	<p>11番は、木之庄町の受人が、赤坂町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、住宅1棟を建築するものです。場所は、国道2号早戸ランプの南西、約300メートルです。</p>
	<p>12番は、津之郷町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、住宅1棟を建築するものです。場所は、津之郷小学校の東、約300メートルです。</p>
	<p>13番は、柳津町の法人が、津之郷町の渡人から申請地を譲り受け、売電用太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、山陽自動車道下り線福山サービスエリアの北東、約300メートルです。</p>
	<p>14番は、引野町北の法人が、津之郷町の渡人から申請地を譲り受け、社宅1棟を建築するものです。場所は、山陽自動車道下り線福山サービスエリアの東、約300メートルです。</p>
	<p>なお、3番から6番、10番、11番は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中です。</p>



4 番 (渡壁) (続き)	<p>現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
7 番 (岡本)	<p>それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の、15番から24番について報告します。</p> <p>15番は、神村町の受人が、同町の渡人から譲受け、露天駐車場及び露天資材置場を設置するものです。場所は、浜池から南へ約290メートルのところ です。</p> <p>16番は、津之郷町の受人が、父親である神村町の渡人と使用貸借権を設定して、住宅を建設するものです。場所は、神村コミュニティーセンターから東へ約700メートルのところ です。</p> <p>17番は、神村町の受人が、父親である神村町の渡人から使用貸借権を設定して、住宅を建設するものです。場所は、神村コミュニティーセンターから東へ約400メートルのところ です。</p> <p>18番は、松永町六丁目の受人が、神村町の渡人から譲受け、露天資材置場を設置するものです。場所は、神村公民館から南東へ約220メートルのところ です。すでに工事に着手していたため、顛末書の提出を受けております。</p> <p>19番から22番は関連案件です。霞町三丁目の法人が、19番で伊勢丘三丁目と鞆町、20番で今津町、21番で今津町、22番で津之郷町の受人から譲受け、露天資材置場を設置するものです。場所は、にぎり池から南西へ約200メートルのところ です。</p> <p>23番は、柳津町の受人が、沼隈町の渡人から譲受け、住宅を設置するものです。場所は、新池五差路から西へ約280メートルのところ です。</p> <p>24番は、金江町の法人が、同町の渡人と賃借権を設定して、露天資材置場を設置するものです。場所は、後浜池から西へ約250メートルのところ です。</p> <p>なお、16番、17番、19番から22番は、農振農用地域内の農地のため、農振除外手続き中です。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水など周辺農地への営農条件に支障を生じる恐れもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
10 番 (安原)	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の別冊15ページの25番から19ページの37番について報告し</p>

<p>10 番 (安原) (続き)</p>	<p>ます。</p> <p>25番は、広島市の譲受人である法人が、芦田町の譲渡人から申請地を譲受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、福相小学校の北西、約400メートルのところではす。</p> <p>26番は、安芸郡海田町の譲受人である法人が、芦田町の譲渡人から申請地を譲受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、福相小学校の西、約200メートルのところではす。</p> <p>27番は、駅家町の借受人である社会福祉法人が、申請地に賃借権を設定して、同町の貸出人から申請地を借受け、露天駐車場として整備するものです。場所は、駅家北小学校の南、約30メートルのところではす。</p> <p>28番は、駅家町の譲受人が、同町の譲渡人である父から申請地を譲受け、住宅を建築するものです。場所は、駅家北小学校の東、約60メートルのところではす。</p> <p>29番は、府中市の譲受人である法人が、駅家町の譲渡人から申請地を譲受け、建売住宅9棟を建築するものです。場所は、駅家中学校の北、約150メートルのところではす。</p> <p>30番は、神辺町の借受人である法人が、申請地に賃借権を設定して、駅家町の貸出人から申請地を借受け、露天資材置場として整備するものです。場所は、駅家南中学校の北東、約350メートルのところではす。</p> <p>31番は、坪生町の借受人である法人が、申請地に使用賃借権を設定して、同町の貸出人から申請地を借受け、露天資材置場として整備するものです。場所は、駅家西小学校の南東、約500メートルのところではす。</p> <p>32番は、駅家町の借受人が、申請地に使用賃借権を設定して、同町の貸出人である父から申請地を借受け、露天資材置場として整備するものです。場所は、駅家西小学校の北西、約700メートルのところではす。</p> <p>33番は、駅家町の譲受人である法人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。場所は、駅家西小学校の北、約500メートルのところではす。</p> <p>34番は、神辺町の譲受人である法人が、駅家町の譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。場所は、駅家南中学校の南東、約500メートルのところではす。</p> <p>35番は、神辺町の借受人である法人が、申請地に賃借権を設定して、東京都日野市の貸出人 外2人から申請地を借受け、露天資材置場として整備するものです。場所は、駅家南中学校の東、約700メートルのところではす。</p> <p>36番は、新市町の借受人である法人が、申請地に賃借権を設定して、同町の貸出人から申請地を借受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、網引小学校の北、約600メートルのところではす。なお、本</p>
-------------------------------	--

<p>10 番 (安原) (続き)</p>	<p>案件は、既に盛土を行っておりましたので、顛末書の提出を受けております。</p> <p>37番は、新市町の借受人が、申請地に使用貸借権を設定して、同町の貸出人である父から申請地を借受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、網引小学校の東、約700メートルのところです。</p> <p>なお、27番と28番、30番から37番の申請地は、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中であります。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>13 番 (山本 明)</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」20ページ38番から23ページ48番について報告します。</p> <p>38番は、千田町の譲受人が申請地である川北の畑1筆295㎡について、三吉町南一丁目の譲渡人から譲り受けて住宅1棟を建築するものです。</p> <p>39番は、川南の法人が、申請地である徳田の畑1筆386㎡について木之庄町の譲渡人から譲り受けて、事業拡大に伴う露天資材置場として利用するものです。</p> <p>40番と41番は関連案件です。川南で建設業を営む法人が、40番の徳田の田1筆1,661㎡と41番の徳田の田1筆742㎡の合計2筆2,403㎡に賃借権を設定して借り受け、事業拡大に伴う露天資材置場を整備確保するものです。</p> <p>42番は、川南で建設業を営む法人が、申請地である箱田の田1筆1,026㎡について、府中市の貸出人から賃借権を設定して借り受け、事業拡大に伴う露天資材置場として利用するものです。</p> <p>43番は、向陽台一丁目の譲受人が申請地である湯野の田1筆358㎡について、湯野の譲渡人から譲り受けて住宅1棟を建築するものです。</p> <p>44番は、川北で土木工事業を営む法人が申請地である湯野の田1筆891㎡について湯野の譲渡人から譲り受けて事業拡大に伴う露天資材置場として利用するものです。</p> <p>45番は、下竹田の田1筆232㎡について、所有者が同居する親族に使用貸借権を設定し、共同で住宅1棟を建築するものです。</p> <p>45番については、申請地について、すでに埋め立てをしていましたので、顛末書の提出を受けています。</p> <p>46番は、建設業を自営で営む青葉台の譲受人が申請地である道上の田1筆511㎡について、駅家町大字万能倉の譲渡人から譲り受けて事業拡大に伴う露天資材置場を整備確保するものです。</p>

<p>13 番 (山本 明) (続き)</p>	<p>47番は、川南で建設業を営む法人が、申請地である道上の田2筆2,045㎡について道上の貸出人から賃借権を設定して借り受けて事業拡大に伴う露天資材置場として利用するものです。</p> <p>48番は、川南で建設業を営む法人が、申請地である上御領の田1筆1,576㎡について大阪府寝屋川市の貸出人から賃借権を設定して借り受けて事業拡大に伴う露天資材置場として利用するものです。</p> <p>現地調査を行いました。いずれの案件も日照・排水について支障なく、周辺の営農への影響についても問題ないと思われることから転用許可妥当と判断しました。なお、39番から42番、44番から48番については、農振農用地区域内の農地のため、農振除外手続き中です。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第3号の23番は、平成17年度から平成21年度にかけて藁江大新田地区として実施された新農業水利システム保全対策事業により整備された第1種農地です。4番は住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にあり、その規模がおおむね10ヘクタール未満である農地と認められるため。19番から22番は第3種農地の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、「相当数の街区を形成している区域」と認められるため。38番は福山市役所神辺支所からおおむね500メートル以内存在するため。40番と41番はJR福塩線湯田村駅からおおむね500メートル以内に存在するため。46番と47番はJR福塩線道上駅からおおむね500メートル以内に存在するため。48番は井原鉄道井原線御領駅からおおむね500メートル以内に存在するため第2種農地として判断されます。10番はJR山陽本線赤坂駅から、43番は井原鉄道井原線湯野駅からおおむね300メートル以内に存在するため第3種農地として判断されます。その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じおそれもないと認められます。なお、19番から22番は転用面積が3,000平方メートルを超えるため常設審議委員会への意見聴取案件</p>

事務局 (続き)	です。以上です。
議 長	これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等無し —  質問等がないようですので、採決します。 議案第3号の19番から22番は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	— 全員挙手 —
議 長	全員挙手により、議案第3号の19番から22番は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。 次に、議案第4号「非農地判断について」を上程します。
議 長	東部地区の報告をお願いします。
1 番 (坂本)	それでは、議案第4号「非農地判断について」別冊24ページ1番から25ページ13番について報告します。 1番の2筆は、隣接した土地です。農地パトロールで2018年からB判定です。現況は、山林状態です。場所は福山市民病院から北東1.6～2kmの所です。 2番の2筆も、隣接した土地です。農地パトロールで2018年からB判定です。現況は、周囲に畑はありますが、山際で竹林に覆われています。場所は春日小学校から東へ1.5kmです。 3番は、農地パトロールで2013年からB判定です。現況は、通り池の南側で周囲も荒れており休耕状態です。場所は浦上八幡宮から北へ300～400mの所です。 4番・5番・6番は隣接した土地です。農地パトロールで2018年からB判定です。現況は、山林状態で周囲は休耕状態です。場所は浦上八幡宮から南へ400mの所です。 7番は、農地パトロールで2018年からB判定です。現況は、竹藪などで

<p>1 番 (坂本) (続き)</p>	<p>山林状態です。場所は浦上八幡宮から南へ500mの所です。</p> <p>8番は、農地パトロールで2018年からB判定です。現況はこうご池の南下で竹藪になっており山林状態です。場所は春日小学校から北へ600mの所です。</p> <p>9番は、取下げです。</p> <p>10番は、農地パトロールで2013年からB判定です。現況は、竹や雑木が生えており、山林原野です。場所は天満池から県道を挟んで南へ10mの所です。</p> <p>11番は、農地パトロールで2013年からB判定です。現況は山際で山林状態です。場所は川原山池を南に200mの所です。</p> <p>12番は、取下げです。</p> <p>13番は、農地パトロールで2018年からB判定です。現況は山林原野で山の中の竹林になっている状態です。場所は殿迫池の南下の所です。</p> <p>以上の申請地は、いずれも農地性はなく、その復元も困難であるため非農地判断は妥当と考えます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>非農地判断は、農地パトロール等によりB分類と判定した土地について、農地に該当するか否かの判断を行うものです。</p> <p>非農地と判断された対象地は、所有者等をはじめ、県、市、法務局等の関係機関に非農地となった旨を通知するとともに、農地台帳からは削除することとなります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 質問等無し —</p>
<p>議 長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>

議 長	<p>全員挙手により、議案第4号は原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第5号「農業委員会の適正な事務実施について」を上程します。</p> <p>事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>議案第5号についてご説明します。この取り組みは、平成22年度から全国の農業委員会で実施されており、議案書6ページから13ページの「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び14ページから16ページの「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について、ご審議いただくものです。6ページをご覧ください。「Ⅰ 農業委員会の状況」です。市内の農家・農地の概要と農業委員会の体制を記載しています。遊休農地面積は、田が61ha、畑が1haで一昨年農地利用状況調査の荒廃農地の内A分類に該当する数値を記載しています。表中に記載している農林業センサスの数値は2015年の数値です。次に、7ページ「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」です。2の表にありますが、令和元年度は「集積目標」259.6ヘクタールに対し「集積実績」は、247.7ヘクタールで目標値を下回りました。原因としては新規の担い手が集積する一方で、リタイアする担い手も相当数いることが挙げられます。新規実績については認定農業者や認定新規就農者等が新規に集積した面積の合計を記載しております。次に、8ページ「Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」です。令和元年度の新規参入者数は10経営体で集積面積は2.3ヘクタールとなっています。参入目標は目標を達成しましたが、目標面積の未達成となっています。</p> <p>次に、9ページ「Ⅳ 遊休農地に関する措置に関する評価」です。農地利用状況調査の実績等により作成しています。野菜等作付けや保全管理により解消された農地がある一方で、新たな遊休農地が確認されておりトータルでは7.6ヘクタールの増加となっています。次に、10ページ「Ⅴ 違反転用への適切な対応」です。令和元年度の違反転用面積は0.7ヘクタールとなっており、関係課と連携し指導をおこないましたが改善には繋がっておりません。次に、11ページ「Ⅵ 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」です。「1 農地法第3条に基づく許可事務」の処理件数は189件となっています。「2 農地転用に関する事務」の処理件数は327件となっています。次に、12ページ「3 農地所有適格法人からの報告への対応」です。管内の22法人の内20法人から報告書が提出されています。報告書の提出がなかったのは、法人の解散等によるものです。「4 情報の提供等」についてです</p>

<p>事務局 (続き)</p>	<p>が、賃借料情報や農地台帳のデータの更新など適切に行っています。次に、13ページ「Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」です。農地利用最適化等に関する事務と農地法等によりその権限に属された事務についての要望・意見はありませんでした。「Ⅷ 事務の実施状況の公表等」については、議事録等を公表しています。以上が、活動の点検・評価です。</p> <p>続きまして、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてです。14ページをご覧ください。「Ⅰ 農業委員会の状況」です。市内の農家・農地の概要と農業委員会の体制を記載しています。遊休農地面積は、昨年農地利用状況調査の荒廃農地の内A分類に該当する数値を記載しています。表中に記載している農林業センサスの数値は2015年の数値です。「2 農業委員会の現在の体制」については、2018年（平成30年）5月1日から新体制に移行し、農業委員15人、農地利用最適化推進委員30人の体制となっています。次に、15ページ「Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化」です。2の表をご覧ください。今年度、15ヘクタールの新規集積面積を目標としています。「Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」ですが、「1 現状及び課題」にあるように管内の新規就農者は毎年一定程度あります。今年度も新たに5経営体、2.5ヘクタールの参入を促進する計画としております。次に、16ページ「Ⅳ 遊休農地に関する措置」です。現在、遊休農地は70ヘクタールを確認しています。遊休農地の解消面積の目標を5ヘクタールとし、引き続き農地利用状況調査の実施等に取り組む計画としています。「Ⅴ 違反転用への適正な対応」ですが、違反転用に対しては、今後も関係機関と連携を図り対応します。本案は、議決をいただいた後、ホームページで公開するとともに、県を通じて中国四国農政局に報告します。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等無し —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等もないようですので、採決します。 議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>



委員	— 全員挙手 —
議長	<p>全員挙手により、議案第5号は原案のとおり承認されました。</p> <p>次に、追加議案第6号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を上程します。</p>
議長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
4番 (渡壁)	<p>議案第6号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」の1番について報告します。</p> <p>広島法務局福山支局より、5月18日付けで、現況に係る照会がありましたので、現地調査したところ、住宅敷地として転用済みであり、非農地として回答するものです。場所は、JR備後赤坂駅の、南東約100メートルのところ です。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	— 質問等無し —
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	— 全員挙手 —
議長	<p>全員挙手により、議案第6号は原案のとおり決定します。</p> <p>次に、報告事項「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の26ページから31ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、17件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、32ページの「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転</p>

<p>事務局 (続き)</p>	<p>用届出書の受理について」及び、33ページから40ページの「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条6件、5条36件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、41ページの「農地法施行規則第29条第1項第16号の規定による協議書の受理について」です。認定電気通信事業者が賃借権を設定し転用するものです。認定電気通信事業者が行う、通信のための電線及び中継施設等の設置については、農地転用の制限の例外となります。5件の協議書を受理しています。</p> <p>次に、42ページから46ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃借権を解約したことの通知が19件ありました。</p> <p>次に、47ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から1件の照会がありました。現地確認の結果、農地性はなく非農地として確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>次に、48ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、5件受理しました。</p> <p>専決処分及び届出等については以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>— 質問等無し —</p>
<p>議 長</p>	<p>質問等もないようですので、以上をもちまして2020年(令和2年)第5回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお、来月の総会は6月30日開催の予定です。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p>
<p>事務局長</p>	<p>委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。</p> <p>気をつけてお帰りください。</p>

午前10時40分閉会

福山市農業委員会会議規則第11条の規定により、ここに署名する。

議 長

.....

7番委員

.....

13番委員

.....